

# みらい1分ニュースレター

2009/9/28 第12号

毎週月曜配信

## 中国版

### 【滴水穿石】

日本の親会社が外国にある子会社から受ける配当の額については、親会社の所得の金額の計算上、非課税とする制度が、平成21年度の税制改正で、創設されました。実務上、重要でかつ、ご質問の多い論点ですので、今回と次回で簡単に御説明いたします。

みらいコンサルティング(株) 国際部  
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic  
of China

### テーマ

## 外国子会社配当益金不算入制度(1/2)

～本制度の概要について～

### ←ポイント

- ✓ 条文 : 法人税法第23条の2(日本国)
- ✓ 時期 : 2009年4月1日以後に開始する事業年度から適用
- ✓ 目的 : 海外子会社からの配当を非課税とすることで、海外で稼いだ利益を国内に還流する動きを活発化させ、効率的な投資や機動的な株主配分を可能にすること
- ✓ 影響 : 海外子会社が内部留保している資金が、日本の親会社へ還流すること

### ←解説

#### ◆【概要】

- ✓ 内国法人が外国子会社から受ける配当の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。
- ✓ 受取配当額の5%を配当に係る費用とみなして控除するため、受取配当額の95%が益金不算入、すなわち非課税となる。

$$\text{益金不算入額(非課税額)} = \text{配当の額} - \text{配当の額} \times 5\%$$

#### ◆【外国子会社の適用要件】

- ✓ 下記の2つの要件をいずれも満たすこと。
  - ①日本の親会社が外国子会社の株式を、配当等の支払い義務が確定する日以前 6月以上継続して保有していること。
  - ②日本の親会社の外国子会社に対する持ち株割合が 25%以上であること。

#### ◆【適用開始時期】

- ✓ 外国子会社から受け取った配当が、その外国子会社の 平成21年4月1日以後に開始する事業年度に係る配当であること。

#### ◆【想定される影響】

- ✓ 日本の法人税率の方が、相手国の税率(法人税及び配当に対する源泉税)よりも高い場合、改正後は日本に配当還流すると 税率の差だけ、税負担が軽減するため、税率の低い国や地域への進出が増加することが想定される。
- ✓ 日本企業が税制に左右されずに、グループ全体の投資戦略や成長戦略の観点から、海外子会社の利益を 「必要な時期に必要な金額」だけ国内にもどすことが可能となる。
- ✓ 海外からの資金還流が決算期後など一時期に集中すれば、円高要因の一因となる。

参考:「平成21年度税制改正ハンドブック」税理士法人みらいコンサルティング

執筆: 小嶋大志

 みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所/社会保険労務士法人みらいコンサルティング

／霞が関司法書士事務所

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)

◇〔大阪支社〕大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010

